

議案第2号

豊栄そよかぜ号の車両導入に伴う移動円滑化基準適用除外認定申請に係る協議について

令和5年1月30日提出

東広島市地域公共交通会議
会長 塚井 誠人

1 提案理由

有限会社豊栄交通が運行を行うコミュニティバス「豊栄そよかぜ号」の路線について、ハイエースを予備車として新たに配置する予定である。当該車両は、移動円滑化基準に適合するための改造等が物理的に困難であることから、「移動円滑化基準除外自動車の認定要領」第3項第4号の「車両総重量5 t以下であって乗車定員が23人以下の自動車」として移動円滑化基準適用除外認定申請を行うにあたり、合意を求めるもの。

2 内容

別紙「資料7」のとおり

豊栄そよかぜ号の車両導入に伴う移動円滑化基準適用除外認定申請に係る協議について

1 内容

(1) 車種、車名・型式及び車台番号

車種・型式・車台番号		備考
車種	ハイエース（乗車定員：10人）	常用車低年式化のため、予備車の追加登録を行う
車名・型式	トヨタ・3DF-GDH223B	
車台番号	GDH223-2004818	

(2) 適用除外認定を求める事項（該当となる主な事項）

移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令

- ・第37条第2項第2号

乗降口のうち一以上は、スロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備（国土交通大臣の定める基準に適合しているものに限る。）が備えられていること。

- ・第39条

乗合バス車両には、基準に適合する車椅子スペースを一以上設けなければならない。

- ・第40条第2項

通路には、国土交通大臣が定める間隔で手すりを設けなければならない。

- ・第41条

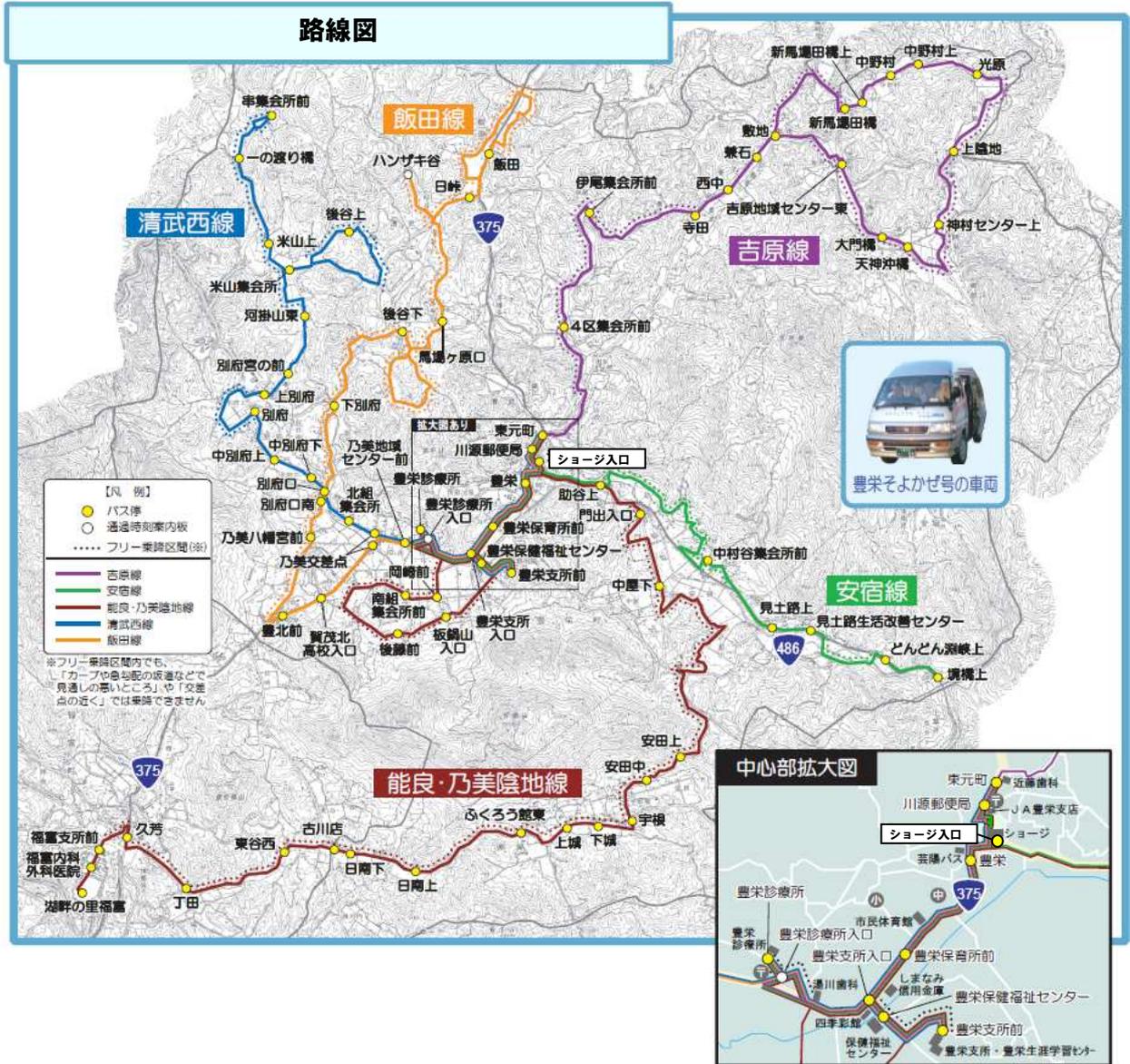
乗合バス車両内には、次に停車する停留所の名称その他の当該乗合バス車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。

2 乗合バス車両には、車外用放送設備を設けなければならない。

(3) 車椅子等を利用されるバス利用者への対応

車いす使用者等、当該車両の利用に困難が想定される利用者については、介護タクシー等にて対応を行う。

(4) 運行経路について



2 その他

今回新たに配置する車両により事業用自動車の数並びにその常用車及び予備車別の数並びにこれらのうち乗車定員11人未満の事業用自動車の数は下記のとおりへ変更となる。

(旧)

	常用車	予備車	合計
本社営業所	3 (2)	3 (1)	6 (3)
	乗用併用 0台	乗用併用 1台	

() は乗車定員11人未満の事業用自動車の数を内数

貸切併用2台 乗合3台 乗用併用1台

(新)

	常用車	予備車	合計
本社営業所	3 (2)	4 (2)	7 (4)
	乗用併用 0台	乗用併用 2台	

() は乗車定員11人未満の事業用自動車の数を内数

貸切併用2台 乗合3台 乗用併用2台

また、「豊栄そよかぜ号」へ配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものの当該長さ、幅、高さ又は重量については下記のとおりへ変更となる。

	長さ (m)	幅 (m)	高さ (m)	車両総重量 (kg)
変更前	5.25	1.69	2.23	2,590
変更後	5.38	1.88	2.30	2,780

3 配置する車両の写真

